

パブリックコメントの結果

米子市立地適正化（素案）に対する市民意見公募（パブリックコメント）を実施しましたので、結果について下記のとおり報告します。

記

- 1 意見の提出期間
令和4年12月26日（月）から令和5年1月27日（金）まで
- 2 意見提出者数
2人
- 3 意見の提出方法
電子メール 1名
電子申請 1名
合計 2名
- 4 結果
パブリックコメントで提出された意見による修正はありません
- 5 意見の詳細
別添資料のとおり

米子市立地適正化計画（素案）に対する市民意見公募（パブリックコメント）結果

番号	ご意見	市の考え方
1	<p>この度の立地適正化計画素案に強く反対をいたします。</p> <p>なぜなら、第1にコンパクトシティということを言われていますが、コンパクトシティには公共交通ネットワークを整備し、公共交通ネットワークの存在が大前提であるからです。</p> <p>また、米子市は中心市街地活性化法に基づき、本通り、米子市役所周辺を整備はしたものの、結果的にコンパクトシティの前提となる中心市街地とは到底なりえていません。そのためコンパクトシティ、中心市街地の土台を大きく欠いているのが米子市です。</p> <p>米子市役所の職員の皆さまも勉強はされているとは思いますが、例えば、九州の各主要都市では、本通りは賑わいに溢れています。</p> <p>熊本市では、熊本駅から中心的な下通りまでは市電で繋がっており、下通りには飲食店から大手メーカー等まで揃っており、まさに老若男女が行き交うアーケードになっています。</p>	<p>本市の公共交通ネットワークは、利用圏の人口カバー率でみると、ある程度公共交通で移動可能な環境が整備されています。立地適正化計画を策定することで、このネットワークを維持・発展させ「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めていきたいと考えています。</p> <p>また、本市の中心市街地には、公共公益施設、医療施設、商業施設などの都市機能が集積しています。本計画において、中心市街地を都市機能誘導区域とすることにより、市の拠点としての機能維持・強化を図り、にぎわいのあるまちづくりを進めていきます。</p>
2	<p>第2に、本計画は、郊外をないがしろにするものであり、到底許容できるものではありません。</p> <p>まず、あくまで米子市「全体」の立地適正化計画であるにもかかわらず、「郊外」に関しての記述があまりにも薄い。</p> <p>また、そもそも計画に規定される「郊外」とはどのように定義づけられているかも不明確です。</p>	<p>立地適正化計画では、都市全体を見渡す観点から、都市計画区域全体を区域とすることが基本となっています。また、誘導区域は主に市街化区域内に定めることとされています。「郊外」に関しての記述が少ないのはそのためです。</p> <p>本市では、郊外（市街化調整区域等）を含めた米子市全体のまちづくりについては、「米子市都市計画マスタープラン」に土地利用の方針などを示しています。この方針に基づく郊外に関する施策として、市街化調整区域においてコミュニティの維持や良好な都市環境の形成に寄与することを目的として、地区計画手法による開発が可能となる規制緩和や、空き家の利活用に対する規制緩和を行っています。本市としては、まちづくりの理念に掲げているように、まちなかと郊外がつながるまちを目指していきます。</p>
3	<p>第3に、1番大切な点になりますが、まず44ページからある居住誘導区域の図が不鮮明で分かりづらいところ、弓浜部の和田浜工業団地のあたりに居住誘導区域があるようにみえます。</p> <p>和田浜工業団地を居住誘導区域にすることに異をとねえるものではないですが、和田浜工業団地よりも美保湾側、具体的には和田町1区から9区までを居住誘導区域に指定しなければなりません。</p> <p>なぜなら、和田浜工業団地は、和田町1区から9区までと一帯のものであり、またとくに和田町4区全体は路線バス400メートル圏内及び和田浜駅から800メートル圏内であるためです。</p> <p>是が非でも、米子市初の義務教育学校もでき、和崎かけはし大橋もでき、さらには市道22号線も開通した和田町の1区から9区まで一帯の居住誘導区域の指定を強くお願いいたします。</p>	<p>ご意見いただいた和田町1区から9区については、そのほとんどが市街化調整区域となっています。誘導区域は主に市街化区域内に定めることとされているため、誘導区域に含めないものとしています。</p> <p>居住誘導区域については、46ページの図になります。公表時に、詳細に確認できるようにお示しします。</p> <p>和田浜工業団地については、工業専用の用途地域に該当しています。工業専用地域については、住宅、共同住宅等の建築が制限されているため、最終的には居住誘導区域には含めないものとしています。</p>
4	<p>大変な業務をありがとうございます。</p> <p>若い人たちが集まれるエリアって作れませんか？</p> <p>そのエリアは一定年齢の人たちは、格安で利用できる空き家や空き部屋、空き店舗、土格などが多く設けられているエリア。</p> <p>社内以外での出会い、異業種で活躍する人たちとの出会いの場を作り、活気やイノベーションを生み出していきませんか？</p> <p>ご検討よろしくをお願いいたします。</p>	<p>本計画において、「まちの利便性を活かした多様な世代が住みやすいまちづくり」を方針として、若い世代の移住や定住を促進し、利便性の高い市街地への居住を促すための支援や居住環境の整備に取り組むこととしています。今後の具体的な取組の検討において参考とさせていただきます。</p>